基本的人権の尊重について

有識者会議(第2回)

資料3

1 附帯決議における基本的人権の尊重に関する指摘

- ①新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議(平成24年3月28日衆議院内閣委員会)
- 三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。
- ②新型インフルエンザ等対策特別措置法案に対する附帯決議(平成24年4月24日参議院内閣委員会)
- 十七、新型インフルエンザ等対策に係る不服申立て又は訴訟その他国民の権利利益の救済に関する制度については、本法施行後三年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。
- ~新型インフルエンザ等対策特別措置法~

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

2 新型インフルエンザ等対策特別措置法における措置

- ①検疫のための停留施設の使用 【法第29条】
- ②医療関係者への医療等の実施の要請等【法第31条】
- ③不要不急の外出の自粛等の要請【法第45条】
- ④学校、興行場等の使用等制限等の要請等【法第45条】
- ⑤臨時の医療施設の開設のための土地等の使用【法第49条】
- ⑥緊急物資の運送等【法第54条】
- ⑦特定物資の売渡しの要請等【法第55条】

3 権利利益の救済

新型インフルエンザ等対策特別措置法における措置に関する権利利益の救済については、行政不服審査法、行政事件訴訟法等で対応することを想定。

海外の参考例

イギリス保健省においては、2007年3月に「パンデミック・インフルエンザへの対応政策と計画立案の ための倫理的枠組み」を公表している。

「パンデミック・インフルエンザへの対応 政策と計画立案のための倫理的枠組み(イギリス保健省)」概要 Responding to pandemic influenza The ethical framework for policy and planning, 2007

A 尊重

- ①国民への継続的な情報提供 ②国民の意見を表明する機会を与える ③国民の自己の治療に関する選択の尊重
- B パンデミックが惹起する侵害を最少のものとすること
 - ①海外発生時の水際対策等 ②国民個人の咳エチケット等感染防止策
- C 公平性

全ての国民の利益が重要であり、全ての国民は医療サービス等を受ける平等な権利を有しており、一部の国民に異なる処遇を行うためには十分な理由が存在する必要がある。

- D 協働
 - 個人レベルの協力、医療関係者の役割、国、地方において事前の行動計画の適切な調整が重要である。
- E 相互依存
 - 国民のリスク、負担はできる限り軽減されるべきである。
- F 均衡を保つこと
 - マスコミ等は未知の部分が多い中で誇張、過小とならない情報提供が必要である。
- G 柔軟性
 - 国民は自己に影響を与える決定に対して、懸念や反対意見を表明する機会をできるだけ多く与えられる必要がある。
- H 適切な意思決定
 - 意思決定について①公開性と透明性 ②国民の参加 ③説明責任 ④合理性が必要である。
 - ※川本委員論文「新型インフルエンザ対策と人権」を基に作成